

○アレルギー原因食品（アレルゲン）ピクトグラムの 使用に関する要綱

（平成28年4月21日保健所長決裁）

最近改正：令和4年1月13日

（目的）

第1条 この要綱は、「アレルギー原因食品ピクトグラム」（以下「アレルゲンピクトグラム」と言う。）の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な使用を図ることにより、事業者から市民・観光客への積極的なアレルギー情報の提供に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における定義は次のとおりとする。

- (1) 「アレルゲンピクトグラム」の意匠とは、別図に定める28の食材を示した、食材別のピクトグラム（絵文字）を指す。
- (2) 「転写」とは、札幌市保健所が公開した「アレルゲンピクトグラム」の意匠を、拡大・縮小以外の改変をせずに、そのまま印刷、掲載等することを指す。
- (3) 「改変」とは、「アレルゲンピクトグラム」に、転写以外の何等かの変更を加えるすべての行為を指す。
- (4) 「色変更」とは、改変のうち、別図に定める「アレルゲンピクトグラム」の色のみを変更することを指す。
- (5) 「使用」とは、転写、改変を含む「アレルゲンピクトグラム」の印刷、掲載等に関するすべての行為を指す。

（権利等）

第3条 「アレルゲンピクトグラム」に関する権利及び権限は、すべて札幌市に帰属するものとする。

（使用等）

第4条 「アレルゲンピクトグラム」の意匠の転写は、第1条に定めた目的を遂行するために使用する場合、次の各号に該当する場合を除き、営利、非営利を問わず、自由に行うことができるものとする。

- (1) 「アレルゲンピクトグラム」使用の目的に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用するとき。
- (4) 札幌市のイメージを損い、又は損うおそれがあると認められるとき。
- (5) 社会通念上、意匠の使用を承認することが不適当である（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する場合等）と認められるとき。
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるほか、「アレルゲンピクトグラム」を使用することが不適当であると認められるとき。

- 2 「アレルゲンピクトグラム」を使用しようとする者は、別記グラフィックマニュアルを熟読の上、これを遵守しなければならない。
- 3 「アレルゲンピクトグラム」の意匠の改変は、使用色の変更以外の構図の変更、一部切取、3色以上を用いた表現等は認めない。
- 4 「アレルゲンピクトグラム」の色変更をしようとする者は、札幌市が自ら行う場合を除き、あらかじめ「意匠改変申請書兼承認書」（様式）を札幌市に提出し、承認を得なければならない。
- 5 「アレルゲンピクトグラム」の意匠を使用する者（以下「使用者」という。）は、「このアレルゲンピクトグラムは、札幌市立大学の協力により、札幌市が作成しました。」の文言を、メニューや店頭等に示すよう努めなければならない。ただし、使用者が札幌市である場合は、この限りではない。

（不正使用）

第5条 アレルゲンピクトグラムの使用に際し、第4条第1項各号に定める事項に該当することが発覚した場合は、札幌市は使用者等に対し、期限を定め改善を求めることができる。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者等と連絡が取れない場合も含む。）は、以降の使用を認めないとする。

（使用料）

第6条 使用料は、当分の間、無料とする。

（経費等の負担）

第7条 札幌市は、この要綱による改変申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を原則負担しない。

（使用者等の責任）

第8条 札幌市は、使用者が「アレルゲンピクトグラム」の意匠を使用したことによる起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者等は、「アレルゲンピクトグラム」の意匠の使用に際して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこととし、札幌市は一切の責任を負わない。

3 使用者等は、「アレルゲンピクトグラム」の意匠の使用に際して故意又は過失により札幌市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を札幌市に賠償しなければならない。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、「アレルゲンピクトグラム」に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行する。

【参考】使用方針整理表

使用者	転写	色変更	文言付記
札幌市保健所	自由	自由	任意
札幌市（保健所以外）	自由	届出必要	任意
外部組織、個人／非営利	自由	届出必要	必要
外部組織、個人／営利	自由	届出必要	必要

(別図)

30×30mm





21.



22.



23.



24.



25.



26.



27.



28.

10×10mm



1.



2.



3.



4.



5.



6.



7.



8.



9.



10.



11.



12.



13.



14.



15.



16.



17.



18.



19.



20.



21.



22.



23.



24.



25.



26.



27.



28.

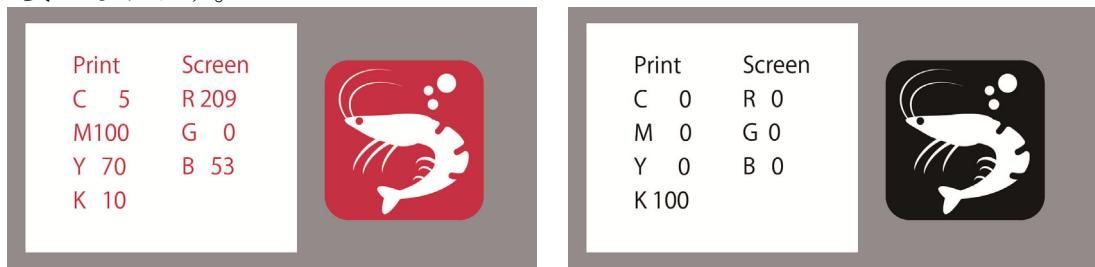
(別記)

アレルゲンピクトグラム グラフィックマニュアル

1 基本色

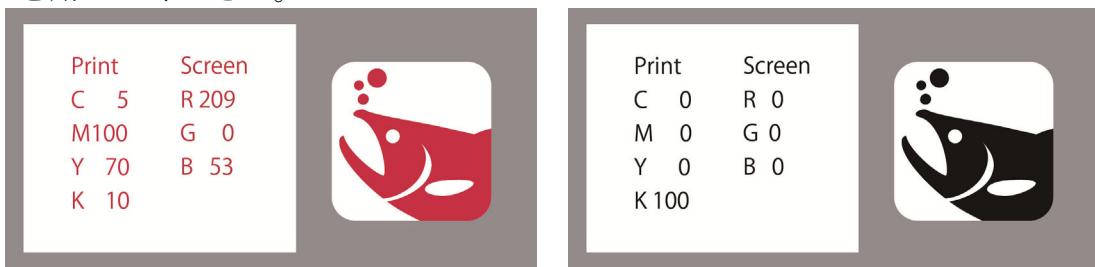
アレルゲンピクトグラムの基本色は以下に示す2色です。

それ以外の色を使用しようとする場合は、札幌市保健所長あてに届出が必要となります。



2 色の反転

色を反転する時の使用例は以下に示すとおりです。反転する時も、基本色を用いてください。



3 改変の禁止例

アレルゲンピクトグラムは、以下のような改変を禁止します。

(1) 図柄の変形



(2) 図柄部分への背景の入れ込み



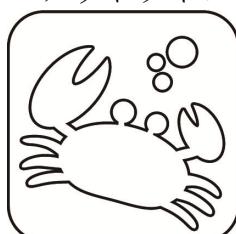
(3) トリミング



(4) 図柄のアウトラインを描く



(5) アウトライン化



(6) 加筆



(7) テクスチャの適用



(8) 枠の消去



(様式)

意匠改変申請書兼承認書

年　月　日

(申請者)

住所

名称・団体名

担当者

(TEL) (e-mail)

札幌市オリジナルアレルギー原因食品（アレルゲン）ピクトグラムの意匠を改変したいので、承認願います。

使 用 目 的	対象物の名称（商品名等）	
	製造予定個数	
	販売又は利用場所	
	使用イメージ	別紙1のとおり
	改変イメージ	別紙2のとおり
使 用 期 間	自) 年 月 日	～ 至) 年 月 日

※添付書類として、会社概要等申請者の事業内容がわかる資料を提出していただく場合があります。

上記のとおり使用を承認します。

年　月　日
札幌市保健所長

- 1 申請に際しては、使用又は改変後の物件の完成見本を提出してください。ただし、物件の提出が困難である場合は、写真等内容を確認できるものの提出をもって代えることができます。
- 2 使用する際には「このアレルゲンピクトグラムは、札幌市立大学の協力により、札幌市が作成しました。」の文言を、見やすい場所に付記するよう努めてください。
- 3 承認を得た権利の譲渡又は転貸を禁止します。
- 4 「アレルゲンピクトグラム」の意匠の使用にあたっては、「アレルギー原因食品（アレルゲン）ピクトグラムの使用に関する要綱」（以下「使用要綱」という。）及びグラフィックマニュアルを熟読のうえ、適切に使用してください。
- 5 使用要綱に定める事項に違反した場合は、この承認を取り消すことがあります。
- 6 「アレルゲンピクトグラム」の意匠の使用により、自己や第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、札幌市はその責を負わないものとします。
- 7 その他、下記担当課職員の指示に従ってください。

担当：札幌市保健所食の安全推進課 Tel011-622-5170